

十文字学園女子大学及び同短期大学部の卒業延期制度に関する規程

(目的)

第1条 十文字学園女子大学及び十文字学園女子大学短期大学部に、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）を設ける。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 十文字学園女子大学学則又は十文字学園女子大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に規定する卒業の要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が、学則に規定する在学年限を超えないこと。
- (3) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 前条の要件を満たす学生が卒業延期制度の適用を希望するときは、卒業時期を延期し、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することのできる期間は、半年又は1年とする。
- 3 半年の在学の延長を許可された者が、引き続き卒業延期制度の適用を希望するときは、1回に限りさらに半年の在学の延長を許可することができる。
- 4 1年の在学の延長を許可された者は、再度卒業延期をすることができない。

(手続)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに教務課を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、所属学科の審査及び教授会の議を経て卒業延期制度の適用の可否を決定する。
- 3 卒業時期を延期し、在学の延長を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可書を交付する。
- 4 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の終了日の卒業を希望するときは、所定の期日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。
- 5 卒業延期者が、延長期間に係る納付金を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業と

する。

6 前項までの手続は、9月末卒業者について準用する。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、各学科の認める範囲内での授業科目を履修することができる。

(卒業時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、半年の在学延長者は前期の終了日、1年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日とする。ただし、9月末に卒業する予定の者が卒業延期する場合の卒業の時期は、半年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日、1年の在学延長者は前期の終了日とする。

2 前項にかかわらず、1年の在学延長者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取扱)

第7条 卒業延期者の休学は認めない。

(納付金)

第8条 卒業延期者に係る授業料は、半年間5万円、1年間10万円とし、指定された期日までに納付しなければならない。

2 既納の授業料は、返付しない。ただし、第4条第4項により、卒業延期許可取消願を提出し卒業が認められた場合は既納の全額を、第6条第2項により、半年での卒業が認められた場合は既納の半年間分5万円を返付する。

3 卒業延期者については、施設費は徴収しない。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。